

# 【国民健康保険】 高額療養費制度の自己負担限度額が見直されます

【問合せ】 市民課 国保年金係 ☎773・6661

## 見直しの背景

少子高齢化や医療の高度化、高額医薬品の開発・普及などを背景に医療費全体が増大しています。その中で、高度な医療が必要になった際のセーフティネット機能である高額療養費制度を将来にわたって堅持し、医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から制度が見直されます。

## 見直しの概要（8月から）

### ●自己負担限度額の引上げ

すべての所得区分でひと月あたりの自己負担限度額が約4%～7%程度引き上げられます。

### ●長期療養者への配慮

#### ・年間上限の新設

自己負担額が「月額上限」に達しない場合でも、1年間（8月から翌7月まで）における合計が「年間上限」に達した場合、それ以上の医療費は還付を受けることができます。

#### ・多数回該当は維持

直近12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合、4回目から限度額が下がる多数回該当の仕組みは維持され、下がった後の限度額も据え置かれます。

### ●外来特例の年間上限の新設（※70歳以上の住民税非課税世帯Ⅱの人）

外来特例の自己負担限度額も引き上げられますが、月ごとの自己負担額が積み上がり、「年間上限」に達した場合は還付を受けることができます。

なお、70歳以上の住民税非課税世帯Ⅰの人の外来特例の自己負担限度額は据え置かれます。

## 自己負担限度額

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) <多数回該当>	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来特例 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円>	530,000円	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯 Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
—	住民税 非課税世帯 Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

制度の詳細については、厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

